

令和7年度 佐伯市中小企業向け制度資金

資金の名称	佐伯市中小企業振興資金融資			
	中小企業者振興資金融資	小規模企業者振興資金融資	創業支援振興資金融資	女性創業者支援振興資金融資
申 込 用 件	・1年以上佐伯市内に住所(法人は本店登記)及び事業所を有していること ・1年以上継続して事業を営んでいること ・市税(国民健康保険税を含む)を完納していること ・保証協会の保証対象業種を営んでいること	・1年以上佐伯市内に住所(法人は本店登記)及び事業所を有していること ・1年以上継続して事業を営んでいること ・市税(国民健康保険税を含む)を完納していること ・保証協会の保証対象業種を営んでおり常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下(ただし、宿泊業及び娯楽業は20人以下))であること	下記のいずれにも該当する創業者であって、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を佐伯市から受けていること ・佐伯市内で創業予定及び住所及び事業所を有している創業5年未満の事業所 ・市税(国民健康保険税を含む)を完納していること	下記のいずれにも該当する女性創業者であって、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を佐伯市から受けていること ・佐伯市内で創業予定及び住所及び事業所を有している創業5年未満の女性 ・市税(国民健康保険税を含む)を完納していること
資 金 使 途	運転資金 設備資金			
融 資 限 度 額	1,000万円			500万円
		中小企業者振興資金融資と併用する場合は合算で1,000万円	女性創業者支援振興資金融資に限り併用でき、合算で1,500万円	創業支援振興資金融資に限り併用でき、合算で1,500万円
融 資 利 率	年2.0%(固定)			年1.8%(固定)
償 還 期 間	運転資金10年以内 設備資金10年以内(据置6か月以内)		運転資金10年以内 設備資金10年以内(据置1年以内)	
償 還 方 法	均等月賦償還			
利 子 補 給			【対象期間】 貸付けの日から最長3年間 【利子補給の額】 毎年1月1日～12月31日までの期間における支払利子額(遅延利子を除く) (利子補給率 2.0%以内) 【申請】 前年分の利子補給金を翌年1月31日までに申請書を提出	【対象期間】 貸付けの日から最長3年間 【利子補給の額】 毎年1月1日～12月31日までの期間における支払利子額(遅延利子を除く) (利子補給率 2.0%以内) 【申請】 前年分の利子補給金を翌年1月31日までに申請書を提出
信 用 保 証 料 率	保証料率 年0.40～2.15% ☆セーフティネット保証適用の場合保証料(0.75～1.25%)は市が全額補給 ※保証料率は事業者選択型経営者保証を選択したことに伴う上乗せ分を含む ※事業者選択型経営者保証上乗せ分は補給対象外	保証料率 年0.45～2.42% ☆セーフティネット保証適用の場合保証料(0.75～1.25%)は市が全額補給 ※保証料率は事業者選択型経営者保証を選択したことに伴う上乗せ分を含む ※事業者選択型経営者保証上乗せ分は補給対象外	市が全額補給 ※スタートアップ創出促進保証の適用について現在調整中	市が全額補給 ※スタートアップ創出促進保証の適用について現在調整中
連 帯 保 証 人 及 び 担 保	連帯保証人:(法人)代表者のみ (個人)原則不要 担保:必要に応じて提供する	不 要(法人の場合は代表者を連帯保証人とする)		
取 扱 金 融 機 関 申 込 先	大分銀行(佐伯支店兼佐伯長島支店・佐伯駅前支店・蒲江支店) 大分信用金庫(佐伯支店・新屋敷支店・渡町台支店・鶴岡支店・やよい町支店) 豊和銀行 佐伯支店、大分県信用組合 佐伯支店、伊予銀行 佐伯支店、宮崎太陽銀行 佐伯支店			